

窓口業務のご案内

▽問い合わせ先Ⅱ市民環境課市民登録係(☎内線123)

転出手続きはお早めに

転勤・進学などで市外に転出する人は、市役所での手続きが必要です。手続きは、14日前から可能です。新しい住所が決まりましたら、早めに手続きをしましょう。

転出手続きは、市役所本庁、三陸支所、綾里・吉浜地域振

興出張所ですることができます。

■転出手続きに必要なもの

認め印、【表1】に記載したもの、本人を確認できる身分証明書【運転免許証、マイナンバーカード(個人番号カード)など】

※市では、転入・転出など全ての住民異動の届け出のときに、なりすましや虚偽の届け出を防止するため、本

【表1】転出手続きに必要なもの

転出対象者	持参するもの
国民健康保険に加入している人	○国民健康保険被保険者証 ※お持ちの人は、高齢受給者証、限度額認定証、特定疾病療養受療証、一部負担金等免除証明書 ○学生被保険者証が必要な人は、学生証または在学証明書 ○マイナンバーの分かるもの
後期高齢者医療に加入している人	○後期高齢者医療被保険者証 ※お持ちの人は、減額認定証、特定疾病療養受療証、一部負担金等免除証明書
子ども・妊産婦・重度心身障害者・ひとり親家庭・寡婦等医療費受給者証をお持ちの人	○各種医療費受給者証
介護保険被保険者証をお持ちの人	○介護保険被保険者証

人確認を実施しますので、ご理解をお願いします。

印鑑登録手続き

実印(登録印)とその印鑑登録証明書は、不動産の売買や金銭の貸し借りなどの重要な取引に使う大切なものです。そのため、印鑑登録の手続きは厳正に行います。

代理申請もできますが、その場合は、登録に2、3日かかりますのでご注意ください。

また、印鑑登録証明書の交付を申請するときは、印鑑登録証が必要となりますので、忘れずに持参してください。

実印と印鑑登録証の保管には、十分気を付けましょう。

■印鑑登録に必要なもの

▽本人が申請する場合

登録する印鑑、本人を確認できる身分証明書(運転免許証、マイナンバーカードなど、顔写真付きで官公署が発行したもの)または保証人(大船渡市に印鑑登録をしている人。登録印を持参の上、窓口に行ってください)

※15分程度で登録できます。

■閉庁日の申請受け付け

閉庁日に申請を受け付け、後日、申請人に郵送します。

▽申請受付書類Ⅱ住民票の写し、印鑑登録証明書

▽手数料Ⅱ1通300円

▽申請できる人Ⅱ本人または同一世帯の人

▽申請方法Ⅱ閉庁日に市役所本庁で、日直に申請してください。申請するときは、

本人を確認できる身分証明書(運転免許証、マイナンバーカードなど)、切手を貼った返信用封筒(返信先を記入)、手数料、印鑑登録証(印鑑登録証明書を申請するとき)が必要です。

▽申請受付時間Ⅱ午前8時30分〜午後5時15分

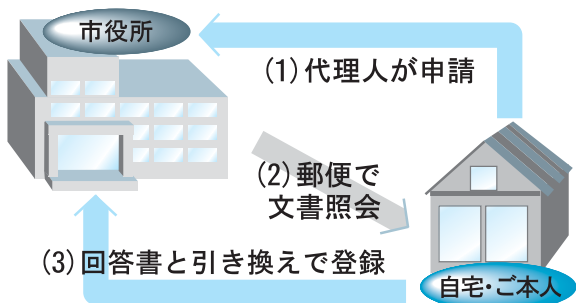
■郵便による申請受け付け

郵便による申請を受け付け、後日、申請人に返送します。

郵便による申請ができる書類は、【表2】のとおりです。

▽申請方法Ⅱ申請書、本人を確認できる身分証明書(運転免許証など)の写し、手数料(郵便小為替、切手を貼った返信用封筒(返信先を記入)、委任状(本人から委任されたとき)を担当課あてに郵送してください。

《代理人が印鑑登録を申請したときの流れ》



▽代理人が申請する場合
登録する印鑑、本人からの委任状

※確認のため、本人あてに照会書と回答書を郵送します。本人または代理人が、本人自筆の回答書と本人の住所・氏名が記載された官公署発行の書類を持参の上、再度窓口にお越しください。

▽手数料Ⅱ1件300円

マイナンバーカード・通知カードの手続き

マイナンバーカードは、1枚で「マイナンバーの確認」と

▽交付方法Ⅱ返信用封筒に申請のあった書類を入れて返送します。

※申請書には、必ず日中の連絡先(電話番号)を記入してください(記入もれなどがあったときのため)。

■電話による予約受け付け・閉庁日交付

平日に電話で予約を受け付け、閉庁日に申請人に交付します。

電話による予約・閉庁日交付ができる書類は、【表3】のとおりです。

▽申請方法Ⅱ平日に電話で担当課にお申し込みください。

▽受領方法Ⅱ閉庁日に市役所本庁で、日直に本申請を行い、申請した書類を受領してください。本申請には、

本人を確認できる身分証明書(運転免許証、マイナンバーカードなど)、認め印、手数料が必要です。

▽電話予約・受領の受付時間
午前8時30分〜午後5時15分

カードまたは通知カードを窓口へお持ちください。マイナンバーカードの手続きの場合には暗証番号の入力が必要になります。また、マイナンバーカード内に署名用電子証明書の発行を受けている人は、住所や氏名に変更があった場合は失効しますので、ご注意ください。

月曜日と金曜日は窓口業務時間を延長

平日の窓口業務の時間は、午前8時30分から午後5時15分までですが、市役所本庁では、月曜日と金曜日に限り、次の窓口業務時間を午後6時30分まで延長しています。

○市民環境課

住民票の写しの交付／戸籍謄抄本などの交付／戸籍の附票の写しの交付／身分証明書の交付／印鑑の登録／印鑑登録証明書の交付／出生、婚姻、死亡届など戸籍届書の受け付け／火葬許可証・火葬場使用許可証の交付／転入、転出、転居などの受け付け／自動車臨時運行許可証の交付／岩手県収入証紙の販売

○水道事業所

簡易水道事業所
水道の使用開始・中止届け出ほか各種変更などの届け出受け付け／水道料金の納付

平日に来庁できない人へ向けたサービス

平日に市役所へ来庁できない人のために、次のサービスを行っています。

【表2】郵便による申請の対象となる書類

書 類 名	手数料	申請できる人	担当課
戸籍謄抄本	1通450円	本人、同一戸籍の人、直系の親族	市民環境課
戸籍の附票の写し	1通300円		
改製原戸籍謄抄本	1通750円		
除籍謄抄本	1通750円	本人	税 務 課
身分証明書	1通300円	本人、同一世帯の人	
住民票の写し		本人、生計を一にする同居の親族、本人からの委任状をお持ちの人	
資産・所得・課税額の各証明書			
納税証明書	1件300円		

【表3】電話による予約受け付け・閉庁日交付の対象となる書類

書 類 名	手数料	申請できる人	担当課
住民票の写し	1通300円	本人、同一世帯の人	市民環境課
資産・所得・課税額の各証明書		本人	税 務 課
納税証明書	1件300円		